

# 多子世帯利用給付の認定手続きについて

## 1 無償の対象費用について

無償の対象は、次のとおりです。無償とするためには、市から認定を受ける必要があります。

(注) 認可保育所等の入所申込で受ける教育・保育給付認定や施設等利用給付認定とは異なります。

- 保護者と生計を同一とする福山市に在住している 0～3歳になって最初の4/1を迎えるまでの第2子以降の児童
- 保護者が就労等により保育が必要であること
- 特定子ども子育て支援施設の認定を受けている施設を利用している

※申請の認定結果を紙でなく、アプリケーションソフト『Smart Post』で受取を希望される方はしてください。

⇒  希望する

別途、アプリをダウンロードしてください。利用される場合はマイナンバーカードに対応するスマートフォンが必要です。

詳しくは、アプリ案内チラシを御参照ください。

対象の費用	給付金額
幼稚園の預かり保育料	最大16,300円/月 (※1日上限450円×利用日数)
認可外保育施設の利用料(保育料部分のみ) ※企業主導型保育事業所含む	最大42,000円/月 ※企業主導型保育事業所の場合、 0歳児 最大37,100円/月 1・2歳児 最大37,000円/月

※ 幼稚園、認定子ども園に在籍している場合、認可外保育施設は無償の対象外になります。

## 2 必要書類について

多子世帯利用給付認定申請書 …児童1人につき1枚

保護者が保育できない状況を証明する書類等 …次の認定要件に該当する書類を提出してください。保護者それぞれについて該当する書類が必要です。

認定要件	様式名	説明・確認書類	認定期間
就労 (月48時間以上)	被雇用者・役員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先で(就労予定の場合を含む)証明を受けてください。</li> <li>・就労予定の場合は就労開始後に新たに就労証明書と変更届を提出してください。</li> <li>※確認書類は不要ですが、就労証明書の就労時間と最低賃金から計算した収入が給与支払報告書などの収入を大幅に下回る場合などに、就労先に賃金台帳の写しを求めることがあります。</li> <li>※2か所以上で就労している場合は、申請時に<u>全ての就労先の就労証明書</u>を提出してください。</li> </ul>	事由が継続していれば、3歳を迎えた最初の3月31日を迎えるまで  ※それ以降は、施設等利用給付認定を申請してください。
	自営業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書(又は市民税申告書)の控え、開業後に税申告時期を迎えていない場合は開業届の控え、法人番号指定通知書の控えなど。</li> <li>※収入・経費とも0円の場合などは、認定できません。</li> </ul>	
	自営業専従者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書の控え(事業専従者であることがわかるもの)、青色専従者給与に関する届出書</li> </ul>	
	家族従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与あり→給与明細書など、給与なし→添付書類不要</li> </ul>	
	内職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書(又は市民税申告書)の控え</li> <li>【開業後に税申告時期を迎えていない場合】</li> <li>・納品書の控えなど</li> </ul>	
	業務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書(又は市民税申告書)の控え</li> <li>【開業後に税申告時期を迎えていない場合】</li> <li>・業務委託契約書の控え</li> </ul>	
農業・林業・漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書(又は市民税申告書)の控え</li> <li>【開業後に税申告時期を迎えていない場合】</li> <li>農業…農地法第3条の規定による許可証、農地台帳など</li> <li>漁業…漁業組合の組合員証・漁業免許など</li> <li>林業…森林の所有状況が分かる登記事項証明書及び公図など</li> <li>※収入・経費とも0円の場合などは、認定できません。</li> </ul>		

産前・産後	<b>申立書</b> (妊娠出産・ 病気・その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>産前（3か月）※出産（予定）月は産前に含む 母子健康手帳の母の名前と、出産予定日の分かるページ（福山市の場合表紙と6ページ）</li> <li>産後（3か月） 申立書のみ</li> </ul> ※出産の要件で、出産する（した）児童の認定はできません。 ※認定日は、出産予定日の属する月の2か月前の1日から希望することができます。	産前3か月から産後3か月以内（多胎出産の場合は産前3か月産後6か月以内）
病気・障がいなど	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気…診断書</li> </ul> ※申立書や診断書は、症状等による保育の必要性の判断ができるように、家庭で保育できない理由を記載してください。 ※障がい…障がい者手帳等	必要と認められる期間
家庭などの災害	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>り災証明書等</li> </ul>	同上
就学・職業訓練 (月48時間以上)	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>在学証明又は在籍証明書等（コピー可）</li> <li>在学期間（修了見込年月日が分かるもの）、1か月の受講日数・1日の受講時間の分かる資料（パンフレット・ホームページを印刷したものも可）</li> </ul>	終了（修了）予定日の属する月の末日まで
求職活動 (月48時間以上) ※起業の準備を含む。	<b>申立書</b> (求職活動要件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワーク受付票又は雇用保険受給資格者証</li> <li>求職活動報告書</li> </ul> ※求職活動要件での期間の更新（延長）は、原則できません。	認定希望日の属する月の翌々月末まで
病人などの介護 (月48時間以上)	<b>介護状況確認書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護状況確認書</li> <li>被介護者の介護が必要と認められる書類（診断書・障がい者手帳等のコピー、ケアプラン等のコピー）</li> </ul>	必要と認められる期間
育児休業中の継続利用	<b>就労証明書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労証明書（育児休業期間の記載があるもの）</li> <li>継続利用の必要性がある旨を記載した施設長の意見書</li> </ul> ※育児休業中取得時に、既に同一園を利用している必要があります。	同上

### ひとり親家庭等申立書

・・・ひとり親家庭（離婚、死別、未婚）又は離婚を前提とした別居中の場合

- ※ 虚偽の報告などを行ったことが判明した場合は、認定を取り消します。
- ※ 兄弟姉妹の申請をする場合は、児童ごと書類を提出してください（添付書類は、一部は原本、他はコピー可）。
- ※ 兄弟姉妹で申請の時期が異なる場合で、認定要件（勤務先・就労時間等）に変更がない場合は、証明日の属する月の翌々月末までは就労証明書のコピーでの申請が可能です。

## 3 認定申請の提出期限・提出先・提出方法について

### (1) 提出期限

#### 認定希望日まで

- ※ 認定希望日は必ず提出日又は未来日になります。認定希望日を遡ることはできません（例：認定希望日が9月1日の申請を9月10日に提出した場合、認定期間は9月1日ではなく10日からとなります）。
- ※ 認定の有効期間内の利用について、無償の対象となります。
- ※ 書類に不備や不足がある場合、希望日からの認定ができないことがあります。

### (2) 提出先

現在在籍している又は入園申込みをしている幼稚園等（その他の場合は保育施設課）

### (3) 提出方法

持参、郵送 ※ 必要書類を全て揃えて、期間に余裕をもって提出してください。

## 4 認定要件の変更申請（期間満了を含む）

認定要件（就労、産前産後等）、住所、名前及び世帯状況（離婚等）に変更があった場合、手続きが必要です。  
認定された期間の変更（更新等）が必要な場合は、認定変更申請をしてください。

**多子世帯利用給付認定変更申請書兼届出書**・・・児童1人につき1枚

**保護者が保育できない状況を証明する書類等**・・・認定要件（就労、産前産後等）に変更があった保護者のみ必要書類を提出してください。

## 5 現況確認について

認定後は、毎年度、保育の必要性の確認（現況確認）を行います。  
 現況確認については、6月頃(予定)に別途通知します。